

中小企業退職金共済制度(中退共制度)

中小企業退職金共済法(昭和 34 年法律第 126 号)

中小企業退職金共済制度(中退共制度)について、制度概要、採用のメリット、根拠法を整理します。

1. 制度概要

中小企業退職金共済制度は、中小企業の従業員の退職金制度を国が支援する、**社外積立型**の制度です。

- **目的:** 中小企業で働く従業員の福祉の増進と、中小企業の振興に寄与すること。
- **運営:** 独立行政法人 勤労者退職金共済機構(略称:勤退共)が運営しています。
- **掛金:**
 - 事業主が従業員(被共済者)ごとに掛金を金融機関に納付します。
 - 掛金は全額事業主負担で、月額 5,000 円から 30,000 円までの 16 種類から選択します。
- **退職金:**
 - 従業員が退職した際、勤労者退職金共済機構から直接、従業員に退職金が支払われます。
 - 退職金は、掛金とその運用利回りによって計算されます。

2. 制度採用のメリット

中退共制度を導入することで、事業主と従業員それぞれにメリットがあります。

事業主側のメリット

- ① **掛金の一部を国が助成:**
 - 新規に中退共制度を導入する事業主に対し、加入後 1 年間、掛金の一部を国が助成します(ただし、一定の要件あり)。
 - 掛金月額を増額する場合にも、助成があります。
- ② **掛金が全額非課税:**
 - 事業主が負担した掛金は、**全額損金または必要経費**として計上でき、法人税・所得税の計算上優遇されます。
- ③ **事務負担の軽減:**
 - 退職金の積立・運用・支払いを国が行うため、事業主の**退職金管理に関する事務負担**が大幅に軽減されます。

従業員側のメリット

- ① **確実な退職金の確保:**
 - 掛金は社外(勤労者退職金共済機構)で管理・運用されるため、企業の経営状況に左右されず、**退職金が確実に支払われます**。
- ② **転職時などに通算可能:**

- 中退共制度を導入している他の企業に転職した場合、一定の要件を満たせば、前企業での掛金納付期間を通算できる場合があります。

③ 税法上の優遇:

- 受け取った退職金は、「退職所得」として課税されますが、退職所得控除という大きな控除が適用されるため、税法上の優遇があります。

3. 根拠法

中退共制度は、以下の法律に基づいて設けられた制度です。

- 中小企業退職金共済法(昭和 34 年法律第 126 号)

この法律に基づき、制度の目的、掛金、退職金の支払い、運営主体などが定められています。

4. 中小企業退職金共済(中退共)制度利用時のポイント

中小企業退職金共済(中退共)制度を利用する際の、企業と従業員の手続き、掛金の単位、国からの助成額について整理します。

企業(事業主)の行う手続き

①制度加入時の手続き

ステップ	概要	提出先
申込み	「中小企業退職金共済事業加入申込み書」を作成し、金融機関または中退共本部に提出します。	金融機関窓口 または 中退共本部
掛金納付	申込みが受理されると、中退共から送付される「共済手帳」に記載された金融機関の口座から、毎月自動的に掛金が引き落とされます。	毎月自動引き 落とし

②従業員の入社・退職・その他の手続き

- 従業員が入社したとき: 新たに「共済手帳」の交付手続きを行います。
- 従業員が退職したとき: 「退職金共済契約解除届」と「退職金請求書」を中退共本部に提出します。退職金の請求手続きは原則として企業が行いますが、退職金は直接従業員に支払われます。
- 掛金月額を変更するとき: 「掛金月額変更申出書」を提出します。

労働者(従業員)の手続き

従業員は原則として加入時の手続きは必要ありません。退職金を受け取る際に手続きを行います。

退職金の請求の仕方

- 原則: 従業員が退職した際、企業が「退職金請求書」を提出することで、中退共から直接、従業員の指定口座へ退職金が振り込まれます。

- **特例:** 企業が倒産などで請求手続きを行えない場合に限り、従業員本人が直接請求書の中退共本部に提出することができます。
- **必要書類:** 企業が手続きを行う場合、従業員は「退職所得の受給に関する申告書」や印鑑証明書などを企業経由で中退共へ提出します。

掛金の単位と種類

掛金は全額事業主負担で、月額払いです。

月額掛金の種類	5,000 円、6,000 円、7,000 円、8,000 円、10,000 円、12,000 円、14,000 円、16,000 円、18,000 円、20,000 円、22,000 円、24,000 円、26,000 円、28,000 円、30,000 円
掛金単位	1,000 円単位(ただし、5,000 円からスタート)
特例	従業員の同意があれば、4,000 円以下の掛金も可能ですが、新規加入時の掛金助成は受けられません。

国からの具体的な助成額

国は、新規加入と掛金増額の際に助成を行います。

①新規加入助成

新しく中退共制度に加入する事業主に対して、掛金月額の一部を国が助成します。

掛金月額	助成額(加入後 1 年間)
5,000 円～18,000 円	掛金月額の 50%(ただし、上限 5,000 円)
20,000 円～30,000 円	5,000 円

- 例: 掛金月額 10,000 円で加入した場合、助成額は 5,000 円(10,000 円の 50%)となり、事業主負担は 5,000 円になります。

②掛金月額増額助成

既に参加している事業主が、従業員の同意を得て掛金月額を増額する際にも助成があります。

- **助成額:** 増額分の 3 分の 1(増額後の掛金月額が 30,000 円以下の場合)
- **期間:** 増額月から 1 年間

⚠ 助成が受けられない場合

- 社会福祉施設職員等退職手当共済制度からの移行、企業年金制度の廃止による中退共への移行など、特定のケースでは助成が適用されないことがあります。